

平成16年4月実施

改正 消費税のあらまし

改正のポイント

1 中小事業者に対する特例措置が見直されます

- 事業者免税点制度の適用上限及び簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

(1) 事業者免税点制度の適用上限が

>>>

現行の課税売上高 3,000万円から
1,000万円に引き下げられます。

(2) 簡易課税制度の適用上限が

>>>

現行の課税売上高 2億円から
5,000万円に引き下げられます。

※平成16年4月1日以降に開始する課税期間について適用されます。

2 納税申告制度が見直されます

- 直前の課税期間の納付年税額が4,800万円（地方消費税込6,000万円）を超える事業者は申告納付を毎月（確定1回、中間11回）行うことになります。

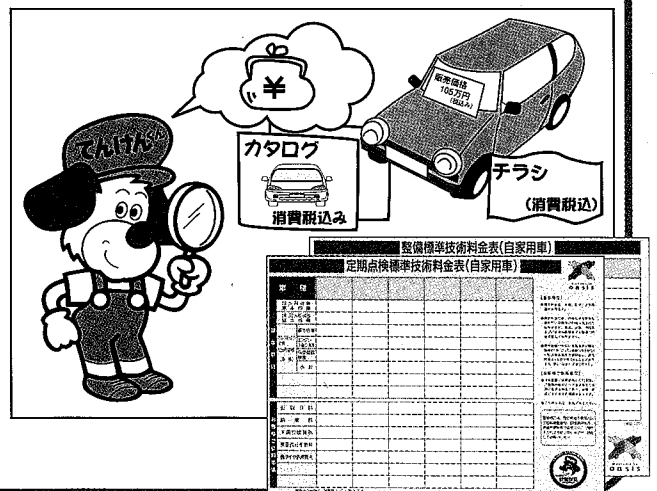
※平成16年4月1日以降に開始する課税期間について適用されます。

3 消費税を含めた総額表示が義務付けられます

- 課税事業者が消費者に対して、整備料金を店頭に表示する場合や、チラシあるいはカタログなどによって、商品等の価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額（地方消費税を含む）を含めた支払い総額を表示することが義務付けられます。

なお、総額表示に併せて税額や税抜価格を表示することは差し支えありません。

※平成16年4月1日から適用されます。



平成16年1月



社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会

1

中小事業者に対する特例措置の見直しについて

(1) 基準期間*における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者（納税義務者）になります。

- 新たに課税事業者になった場合には『消費税課税事業者届出書』を速やかに所轄税務署長に提出する必要があります。
- さらに、納税事務の簡素化のために簡易課税制度の適用を受ける場合は、『消費税簡易課税制度選択届出書』を、その課税期間中に所轄税務署長あてに提出しなければなりません。

この改正は、平成16年4月1日以降に開始する課税期間から適用されます。(個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から)

※基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

簡易課税制度を適用できなくなる事業者は経理帳簿類の見直しが必要です

(2) 簡易課税制度の適用上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

したがって、課税売上高が5,000万円を超える事業者は、簡易課税制度を適用できなくなります。

- 簡易課税制度の適用を受けられなくなる事業者は、課税仕入れに係る消費税額を控除して納税消費税額を算出するために、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存（7年間）が必要になります。
- 課税売上高5,000万円を超えない事業者で、すでに簡易課税制度を選択している事業者は、引き続き『簡易課税制度』の適用を受けることができます。



2

納税申告制度の見直しについて

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が、4,800万円（地方消費税込で6,000万円）を超える場合には、中間申告・納付を1ヶ月ごとに年11回（現行年3回）、また、確定申告納付を年1回行うこととなります。

確定消費税額実績と中間申告・納付の関係

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回

(新設部分)

総額表示の義務付けについて

課税事業者が消費者に対して、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税（含む地方消費税）を含んだ支払い総額を表示することが義務付けられます。（総額表示方式）

総額表示の例

- 10,290円
- 10,290円（税込）
- 10,290円（本体価格9,800円）
- 10,290円（うち税490円）
- 10,290円（本体価格9,800円、税490円）

いくら払えばいいか
一目で分かるから
便利です



この総額表示の義務付けは、現在主流となっている「税抜き価格表示」では請求されるまで最終的にいくら支払えばよいか分かりにくいといった、また、同一の商品・サービスでありながら『税抜き表示』と『税込み表示』が混在していると価格の比較がしづらといった問題があることを踏まえ、消費者の立場で分かりやすいように、消費税額を含む価格の表示に統一することとしたものです。

総額表示の対象となる表示媒体と留意点

- 対象となる価格表示は整備工場で扱うすべての商品（整備料金、部品用品の価格とその取り付け料金、検査代行費用等）であって、その表示媒体は、店頭における「定期点検や整備の技術料金表等の掲示」、「チラシ広告」、「新聞・テレビによる広告」、「インターネットによる広告」など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体で行われるものであるかを問わず、総額表示義務の対象となります。
- 価格が表示される場面としては、商品の選択時（店頭における表示等）と代金の決済時（領収書等）がありますが、総額表示義務の対象となるのは商品選択時の価格表示です。
したがって、代金決済のための請求書等については、総額表示義務の対象外となります。
- 総額表示方式は、価格を表示する場合に必ず総額を表示することを義務付けたものであって、全てに価格を表示することを義務付けるものではありません。



料金表の
改正も
忘れないでネ

整備標準技術料金表(自家用車)	
定期点検標準技術料金表(自家用車)	
項目	金額
基本作業	
点検作業	
オイル交換	
ブレーキ油圧調整	
タイヤ空気圧調整	
その他	
合計	
引取料	
納車料	
下取り送料	
乗取付手数料	
廃引取処理費	
合計	

- 表示の金額は、消費税込みです。


次の様式の料金表をご使用いただいている場合の留意点

- ① 表示する金額は、すべて消費税込み〔地方消費税を含む〕の金額を表示すること。
- ② 「●表示の金額は、消費税〔**込**・別〕です。」と表示するか、又は当該注意書きを削除すること。

車種								
基本項目	6ヵ月点検基本作業							
	1年(12ヵ月)点検基本作業							
	9年(12ヵ月)点検基本作業 (車検)	基本作業						
		エンジン・下廻り洗浄						
		保安確認検査						
小計								
お客様ご依頼事項	引取り料							
	納車料							
	下廻り塗装料							
	検査代行手数料							
	廃タイヤ処理費用							

●表示の金額は、消費税〔**込**・別〕です。

(単位:円)




【基本項目】

- 表示料金は、車種、形式により相違があります。
- 燃費料金には、点検に伴う潤滑油等の行付作業の料金は含まれておりませんが、部材、油類、消耗品並びに点検の結果要する整備の料金は含まれておりません。
- 走行距離の少ない費用率及び軽自動車(1年(12ヵ月)点検又は2年(24ヵ月)点検の基本作業料金は、燃費料金を若干便宜化しております。詳しくはおたずねください。

【お客様ご依頼事項】

- 「お客様ご依頼事項」の料金は、ご依頼内容によって基本項目とは別に生ずる料金であり、車種、形式により多少の相違があります。
- ご不明な点は、おたずねください。

※整備時には、別に定める費用として自動車重量税、自動車持込料、検査手数料が別途です。ご依頼内容によっては取扱いが異なりますが、おたずねください。



●表示の金額は、消費税〔**込**・別〕です。

車種							
エンジン関係	エンジン調整						
	エンジン・オイル交換						
	Vベルト交換(1本)						
	タイミング・ベルト交換						
	水エーカホ-交換(上下)						
その他	アライメント調整						
	ヘッドライト調整						
	バッテリー充電						
	クーラー・ガスチャージ						
	メーン・マフラー交換						
ホイールバランス調整(一輪)							

(単位:円)



●表示料金は、車種、形式により相違があります。

●表示料金には、部材、油類、消耗品の料金は含まれておりません。

●表示の金額は、消費税〔**込**・別〕です。

●ご不明な点は、おたずねください。

●表示の金額は、消費税〔**込**・別〕です。